

～京都府からのお知らせ～

東日本大震災による自主避難されている方が 府内に引っ越しする費用を補助します！

京都府では、東日本大震災により自主的に府内に避難され、無償入居終了後も、有償で同じ部屋に継続入居されている方が、府内に引っ越される場合、転居費用を補助します。

補助の対象となる方

・ 次の①～③の全てに当てはまる方が対象になります。

- ① 京都府が供与するみなし応急仮設住宅に無償で入居していた世帯で、無償入居期間が終了した後も引き続き同じ部屋に、家賃・使用料を負担して入居していること。
- ② ①の住宅から、平成31年3月31日までに、府内の別の住宅等に引っ越すこと。
- ③ 引越先（府内市町村）に住所変更をすること。
※ 子と同居するひとり親家庭であって、福島県の「子どもの医療費助成事業」の受給のため、府内に住所の変更を行っていない世帯は、その旨の申立てをしてください。

※ ただし、以下に該当する方は、補助金は交付されません。

- 住宅の家賃・使用料及び駐車場の使用料に未納がある場合
- 入居期間中（無償・有償）に、不適正な利用（転貸等）が認められる場合
- 部屋の鍵を返却しない、荷物が残ったままになっているなど、入居していた住宅の管理規程等施設管理者が定める退去手続に基づく退去が完了していない場合

補助の対象となる経費、補助金の限度額

・ 補助の対象となる経費は、1又は2のどちらかの経費になります。

1 引越業者による転居の場合 貨物自動車運送事業法の許可を受け、若しくは、届出をした事業者 に支払う費用（府内の別の住宅等への転居に係る費用に限ります。）	■補助金の限度額 50,000円まで （単身世帯は 30,000円まで） ※ 交付される補助金は、 ①補助の対象となる経費 の合計額 ②補助金の限度額 の、どちらか少ない額
2 レンタカー利用による転居の場合 (1) 道路運送法の許可を受けた事業者を支払う費用（府内の別の住宅 等への転居に係る費用に限ります。） (2) レンタカー利用に要した燃料代及び転居用段ボール代（いずれも 現金払いに限ります。）	

補助金の申請方法

1 提出する書類

① 交付申請書（補助金交付要領別記第1号様式）

② 交付申請書に添付する書類 ※次の(1)～(3)の書類を添付してください。

(1) 転居に要した費用の領収書の写し	■ 引越業者による転居の場合 ・ 引越業者の領収書
	■ レンタカー利用による転居の場合 ・ レンタカー業者の領収書 ・ レンタカー燃料代の領収書（現金払いに限ります。） ・ 転居用段ボール代の領収書（品目・数量が明記されたもの。現金払いに限ります。）
(2) 転居後の世帯の代表者の住民票（写し可）	子と同居するひとり親家庭で、福島県の「子どもの医療費助成事業」の受給のため、府内に住所の変更を行っていない場合は、京都府自主避難者生活再建支援事業補助金申立書を添付してください。
(3) 転居先での居住が確認できる書類の写し	■ 次の書類のいずれか ・ 賃貸借契約書 ・ 公共料金の請求書（転居後の住所が記載されたもの）

2 申請書提出の締切日 ※下記に記載の提出先まで提出してください。

転居・住所の変更が完了した日から3か月以内

（ただし、平成31年1月10日以降については、平成31年4月10日が締切日になります。）

※ 郵送で提出する場合は、締切日の消印有効

【お問い合わせ先・補助金申請書提出先】

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府 府民生活部 原子力防災課 原子力担当（京都府災害支援対策本部）

電話番号 075（414）5930

※ 補助金交付要領、補助金交付申請書様式については、京都府ホームページ（<http://www.pref.kyoto.jp/saigaishien/taiou.html>）からダウンロード（PDFファイル及びWordファイル）できます。